た化石エネルギー原料の数量をもって、法第１１条第１項の規定に定める前事業年度における当該事業被承継者及び当該事業承継者それぞれの使用する化石エネルギー原料の数量とみなす。

（注２）前事業年度の期間を具体的に記載すること。

（注３）第２条にあるとおり、揮発油、灯油、軽油又は重油（品質の調整のための他の炭化水素油等との混合のみに供されるものを除く。）については、キロリットルで表した数量に１．０５を乗じて得た数量。

Ⅱ　残油処理能力の向上に関する措置

特定残油処理装置（注４）への減圧蒸留残渣油の通油量の増加に関する措置

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の測定方法（注５）

製油所名	装置名	測定日 （注６）	試験方法及び 算定方法（注７）	サンプルの採取場所及び 通油量の測定場所・測定方法（注８）

（注４）特定残油処理装置とは、平成２６年度以降の３年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成２６年経済産業省告示第１６４号）１．（１）に掲げる残油処理装置のうち、流動接触分解装置（Fluid Catalytic Cracking Unit（FCC）。）、残油流動接触分解装置（Residue Fluid Catalytic Cracking Unit（RFCC）。）、残油水素化分解装置、残油熱分解装置、重油直接脱硫装置をいう。

（注５）平成２９年度に行う計画の提出の際に、平成２６年度～平成２８年度の測定方法についても記載すること。

（注６）任意の定期日を定めること。定期日以外の測定を行った場合はその旨を記載することとし、併せてその理由を記載すること。

（注７）特定残油処理装置に通油する原料１単位当たりの減圧蒸留残渣油（真沸点565℃以上の蒸留性状の容量％：年間平均値）の試験方法及び算定方法を記載すること。試験方法及び算定方法に変更がある場合には、遅滞なく第４条第２項に定める様式十により計画の変更を提出すること。また、平成２９年度における特定残油処理装置に通油する原料１単位当たりの減圧蒸留残渣油の算定に当たっては、平成２９年１０月２７日から平成３０年３月３１日までの平均値を用いること。

（注８）任意の様式による提出も可とする。

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の実績

	製油所名	原油処理量	特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量
平成２６年度		万バレル/日	万バレル/日
		万バレル/日	万バレル/日
平成２７年度		万バレル/日	万バレル/日
		万バレル/日	万バレル/日